

阪南市行財政構造改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 阪南市行財政構造改革プラン(案)の策定に当たり、全庁横断的に行財政構造改革を検討するため、阪南市行財政構造改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政構造改革の全般的な検討に関すること。
- (2) 阪南市行財政構造改革プラン(案)の策定に関すること。
- (3) その他行財政構造改革の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は総務部行政経営室長をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員会は、前条の所掌事務が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員長から付託された行財政構造改革に関する取組項目の具体

化、方策等について、全庁横断的に検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び委員をもって構成する。
- 3 部会長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 専門部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 専門部会は、行財政構造改革を推進するため、必要に応じ各部・各課における取組項目の立案等を支援し、又は相互に調整することができる。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、総務部行政経営室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員会が解散したときに、その効力を失う。